



町田産農産物
シンボルマーク
「まち☆ベジ」

第4次 町田市農業振興計画

改訂版

2022年3月 町田市

まち☆ベジ市

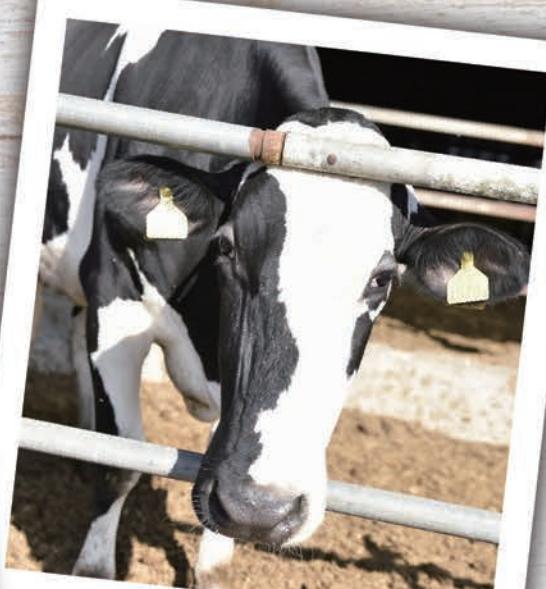


町田産にんじんのケーキ



小川の畠にて

町田の間伐材を利用した原木シイタケ



町田の牛乳♪飲んでみて!

米作り農業体験の収穫祭



米作り農業体験の田んぼ



町田産ダリアのアレンジ



おくらの花

七国山のなたねから油を絞ります



新鮮な野菜が並ぶ日曜朝市



七国山のソバの花



目次



第1章 計画の改訂にあたって ······ 5

- 1 改訂の背景と目的 ······ 6
- 2 計画の位置づけ ······ 7
- 3 計画の期間 ······ 7
- 4 計画の方向性 ······ 8



第2章 町田市の農業の現状と課題 ······ 9

- 1 近年における法制度の改正と社会情勢の変化 ······ 10
- 2 町田市の農業の現状 ······ 16
- 3 町田市の農業の課題 ······ 18



第3章 計画の基本的な考え方 ······ 19

- 1 後期事業計画体系図 ······ 20



第4章 計画の推進に向けた施策の展開 ······ 23

- 1 前期施策の取組結果 ······ 24
- 2 前期重点施策に関する評価 ······ 25
- 3 後期施策及び取組内容の修正 ······ 27

附属資料 ······ 44

- 1 策定経過 ······ 45
- 2 町田市農業振興計画推進委員会設置要綱 ······ 47
- 3 第4次町田市農業振興計画検討部会設置要領 ······ 49
- 4 町田市農業振興計画推進委員会委員名簿 ······ 50
- 5 第4次町田市農業振興計画検討部会会員名簿 ······ 50

この冊子は第4次町田市農業振興計画（2017年度～2026年度）の改訂内容を記載しております。第4次町田市農業振興計画とあわせてご覧ください。

第1章

計画の改訂にあたって



第1章 計画の改訂にあたって

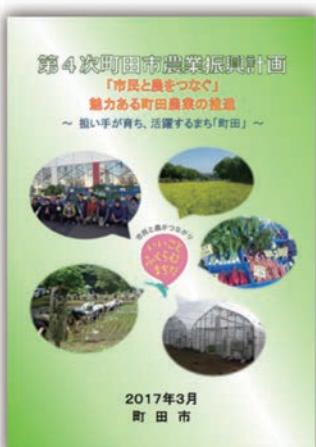


1 改訂の背景と目的

町田市では2012年3月に策定した『まちだ未来づくりプラン』の基本目標である『農を支える環境をつくる』の実現を目指し、2017年度から2026年度までの10カ年を計画期間とした、第4次町田市農業振興計画（以下、「本計画」という）を策定し、施策を推進しています。

本計画は、『市民と農をつなぐ、魅力ある町田農業の推進』に向けた、町田市の農業施策を示す基本計画です。長期的な視点で継続的に取り組む項目が多く記載されていますが、農業分野における環境変化、生産緑地法の改正や都市農地貸借円滑化法の施行等の都市農業に関する法制度の整備、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会情勢の急激な変化等に対応するため、計画策定から5年を経過する2021年度に中間見直しを行い、計画を改訂することとしました。

改訂にあたっては、本計画の基本理念や目標は保持しつつ、計画の最終年度である2026年度を見据え、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みを意識するとともに、『市民』と『農業者』のそれぞれに対する課題を踏まえ、前期の事業内容の修正や、新規取組の追加を行います。



↑
前期事業内容の修正
新規取組事業の追加

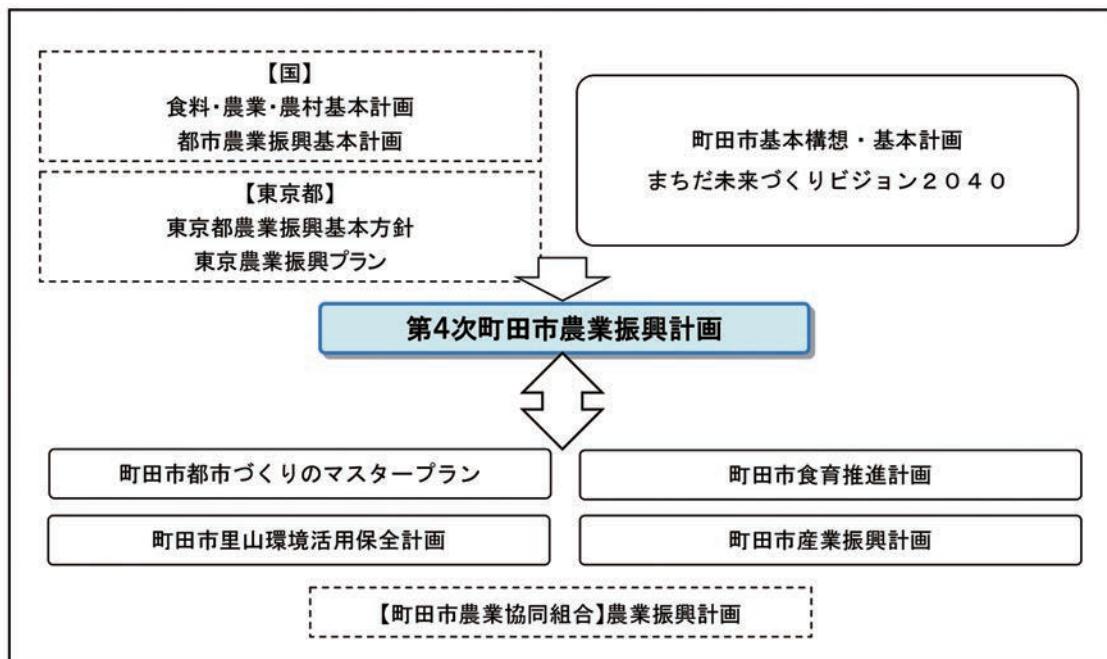


【第4次町田市農業振興計画】

【第4次町田市農業振興計画（改訂版）】

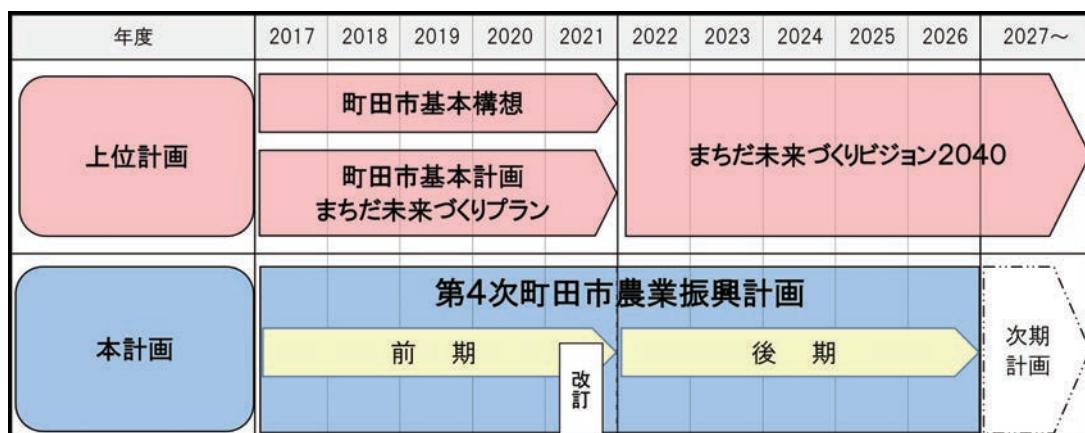
2 計画の位置づけ

本計画は、下記に示す市の基本構想・基本計画、国や東京都の上位計画を踏まえて、市の関連計画との整合性を図り、改訂するものです。



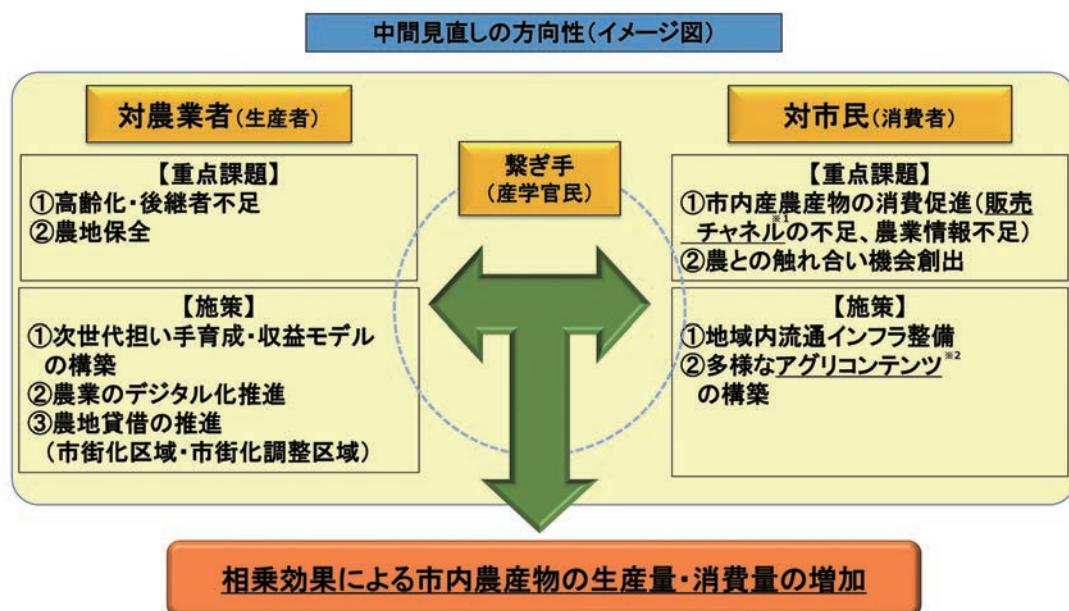
3 計画の期間

本計画の期間は2017年度から2026年度までの10年間となっていますが、中間年である2021年度に改訂を行い、後期計画を実施していきます。



4 計画の方向性

後期5カ年の計画の方向性を「市民にとって農業が不可欠となるまち」を目指すものとし、「生産者である農業者」、「消費者である市民」双方の課題を、多様な「繋ぎ手」との連携を含めて解決していくことで、市内農産物の生産量・消費量の相乗的な増加を図ります。



※1 販売チャネル・・・実際に商品を購入する場所のことです。

※2 アグリコンテンツ・・・ここでは、農業を身近に感じられる体験機会や、農業に関連する情報（紙、インターネット等）のこと指します。



第2章

町田市の農業の現状と課題



第2章 町田市の農業の現状と課題



1 近年における法制度の改正と社会情勢の変化

(1) 2015年度以降の農業分野における主な法制度の改正について

2015年度の都市農業振興基本法施行後の、農業分野における主な法制度改正等は、以下の表のとおりです。

年度	法施行等	概 要	市の動向
2015 (H27)	都市農業振興基本法	都市農業の振興における基本理念を定める。	
2016 (H28)	都市農業振興基本計画 (閣議決定)	都市農地を『宅地化すべきもの』から、都市に『あるべきもの』と捉える方向性を示す。	
2017 (H29)	生産緑地法改正	<ul style="list-style-type: none">・ 生産緑地地区の面積要件の緩和 (500m² ⇒ 300m²)・ 特定生産緑地制度の創設 (買取申出期間の10年延伸)・ 生産緑地地区内において、農作物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランの設置が可能となる。	<ul style="list-style-type: none">・ 町田市5カ年 計画17-21策定・ 第4次町田市農業 振興計画17-26 策定
2018 (H30)	都市農地の貸借の 円滑化に関する法律	<ul style="list-style-type: none">・ 生産緑地の貸借がしやすくなる。・ 生産緑地で市民農園が開設しやすくなる。	
	農地法改正	<ul style="list-style-type: none">・ 全面コンクリート張りの農業用ハウスも 農地として認められる(要届出)。	



補足説明

都市農業振興基本法

「都市農業振興基本法」は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として制定されました。これに基づき、2016年に「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農地の位置づけは従来の「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」に大きく転換しました。現在、都市を形成する上で農地は非常に重要なファクターとして認識されています。



【出典：都市農業振興基本法のあらまし】（農林水産省・国土交通省）



補足説明

生産緑地法改正

都市にある農地は、良好な景観を保持するだけでなく、賑わいスペースとしての活用や、災害時の避難場所としての機能など、様々な役割を担ってきました。また、地域住民のコミュニティ形成の場や、ライフスタイルの多様化に対応したゆとりある都市空間の形成に必要不可欠なものとして期待されてきております。このような都市農地の保全及び維持活用を図ることを目的として、生産緑地法の一部改正が行われました。

【生産緑地とは？】

都市計画によって良好な生活環境の確保等に効果があると認められた農地のことです。1992年の生産緑地法改正によって定められ、指定後は30年間税制優遇措置を受けながらその農地で農業を続けることが可能となります。

【特定生産緑地とは？】

生産緑地の指定後30年を迎える前までに、特定生産緑地の指定を受けることで、生産緑地としての期間が10年間延長できる制度です。



【生産緑地（市街地）での農業体験の様子】

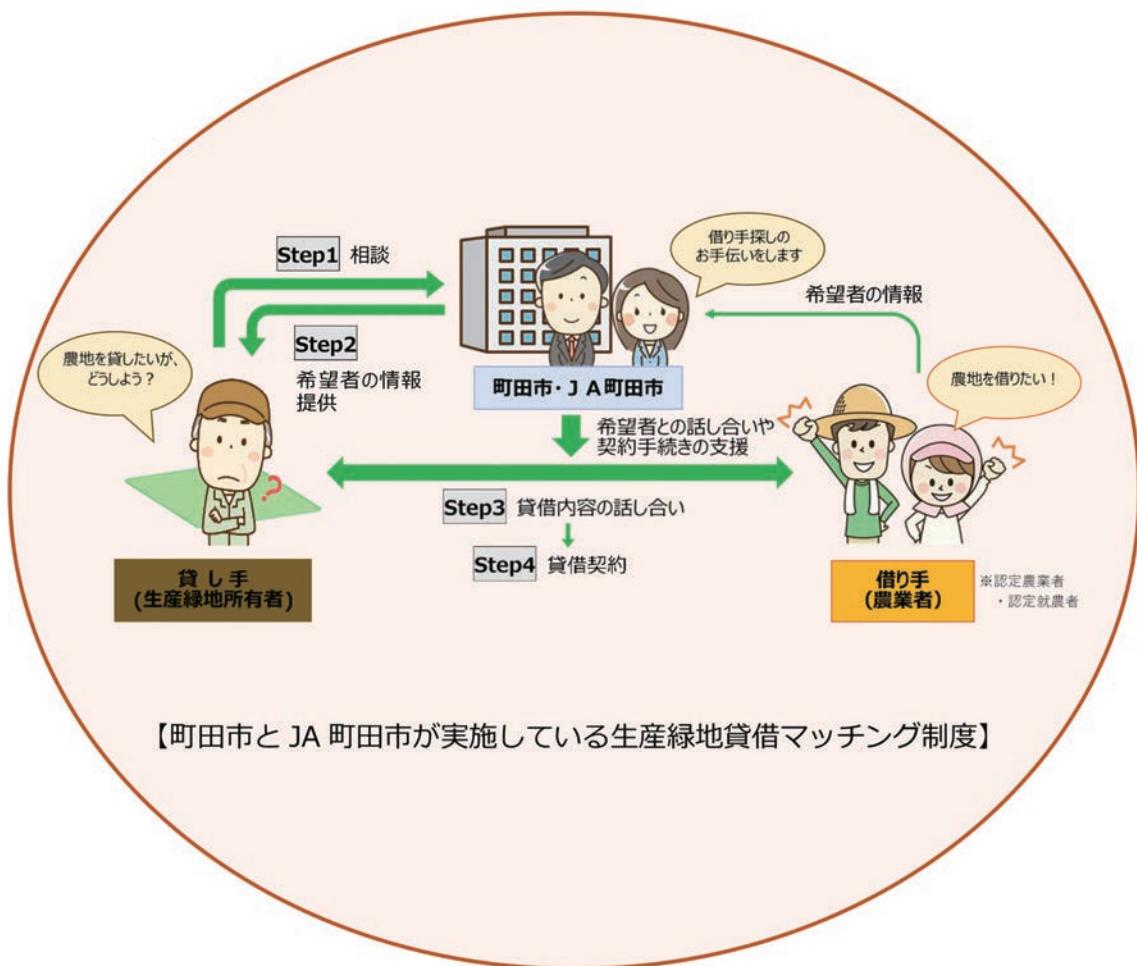


補足説明

都市農地の貸借の円滑化に関する法律

農業従事者の減少・高齢化が進む中、市民に地元産の新鮮な農産物などを供給するだけでなく、防災空間や緑地空間などの多様な機能を継続的に発揮していくためには、意欲ある農業者等によって農地が有効的に維持活用されていくことが必要です。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行により、生産緑地の貸借が可能となったことや、農家等が市民農園を開設しやすくなったことから、今まで以上の都市農業の振興が期待されます。



(2) 社会情勢の大きな変化について

2015年以降の社会情勢の大きな変化は以下のとおりです。

2015年

～SDGs（持続可能な開発目標）が国連で採択される～

2030年を目標とし、地球上の誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すために設定された国際目標です。17のゴールと169のターゲットが設定されています。農業分野においては、フードロスの推進や異業種とのパートナーシップ、女性農業者の活躍や新たな雇用創出など、関連ゴールは多岐にわたっています。後期施策については、施策ごとに関連するゴールを整理して記載しています。

SDGs の17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2020年 ～新型コロナウィルス感染症の流行～

新型コロナウィルス感染症の拡大により、人々のライフスタイルが急激な変化を迎え、社会経済の冷え込みや、テレワークの普及、流通インフラの需要拡大等、日々社会情勢が変化し続けています。

農業分野においても、飲食店等の営業自粛や学校給食の休止に伴う取引量の減少、イベント等の自粛による販売量の減少など、農業経営に大きな影響が出ています。これらに対応するため、自動販売機やドライブスルー方式での野菜販売、生鮮食品のＥＣ（電子商取引）サービスなど、ウィズコロナ時代に対応した非接触型の販売方法や流通形態が確立されてきています。

また、社会の急速なデジタル化に伴い、**データ駆動型の農業経営により、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業 FaaS (Farming as a Service)**への変革を進めるため、『農業DX*（デジタルトランスフォーメーション）構想』が国で取りまとめられるなど、農業分野の生産・流通現場においても、デジタル技術の導入が推進されています。



Q. デジタルトランスフォーメーションってなに？なぜDXがデジタルトランスフォーメーションなの？

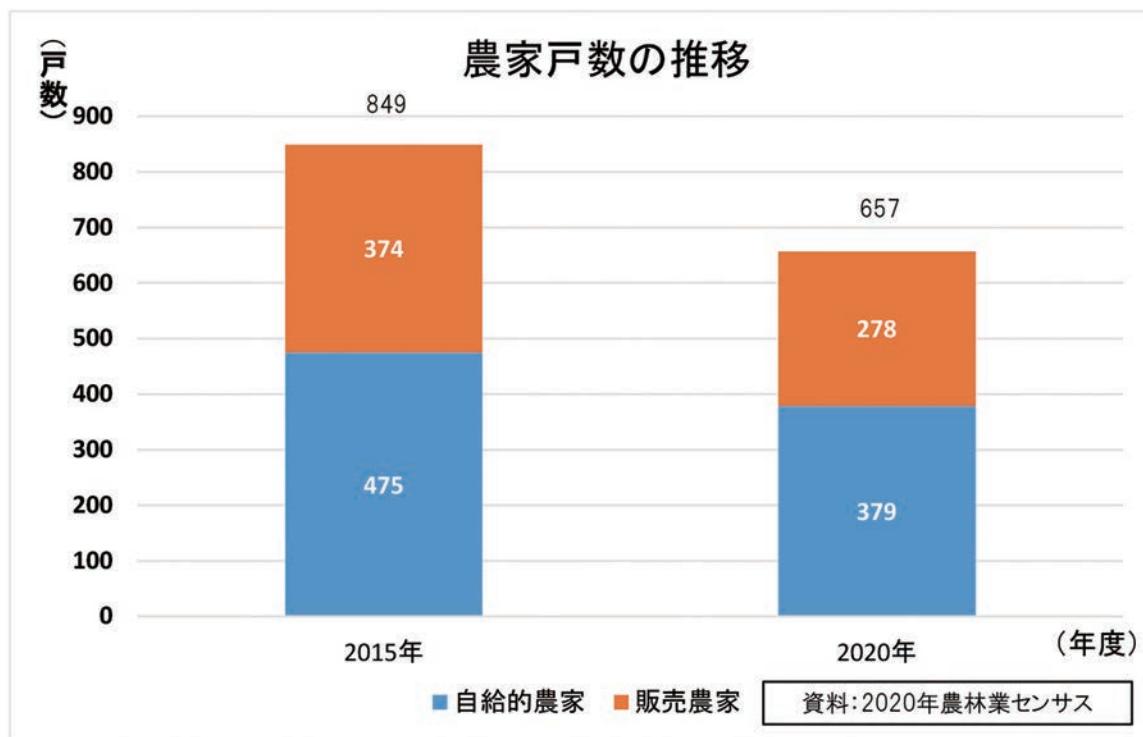
A. デジタルトランスフォーメーションとは、ICT（情報通信技術）の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることです。英語で表すと『Digital Transformation』になります。この『Transformation』のTransは『交差する』という意味があるため、交差を1文字で表す『X』が用いられています。

2 町田市の農業の現状

町田市の農業の現状について、「2020年農林業センサス」の数値を追加し、市の農業の基本構造となる『総農家戸数』、『経営耕地面積』、『認定農業者数』の推移についてまとめました。

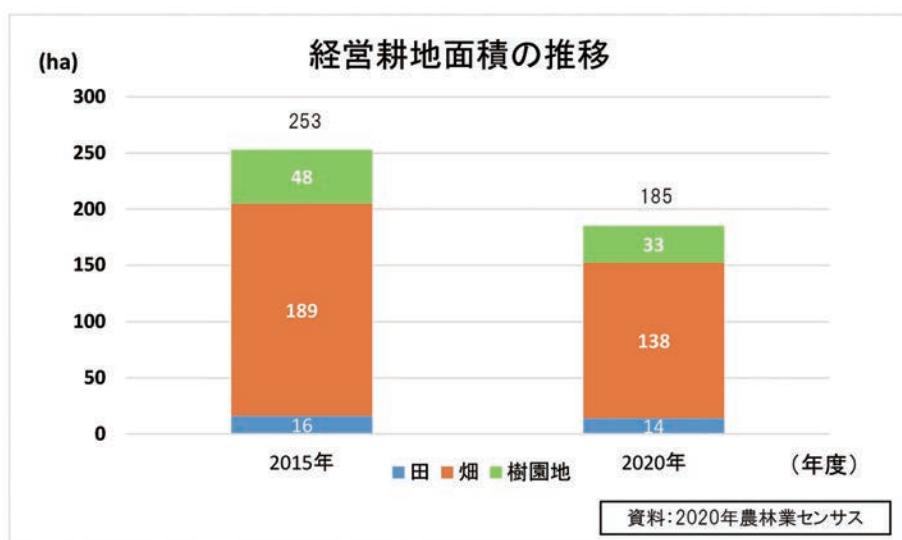
なお「農林業センサス」とは、日本の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、国が5年ごとに行う調査であり、直近では2020年2月現在の状況を調査した、「2020年農林業センサス」の速報値が公表されています。

(1) 市内総農家戸数の推移



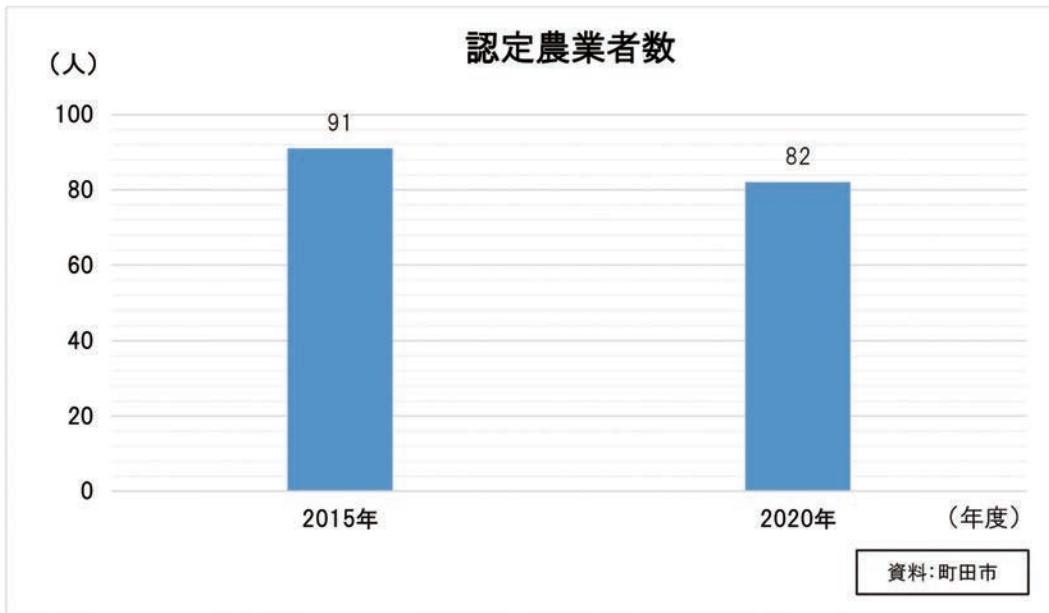
2015年の市内総農家戸数は849戸となっていましたが、2020年度においては657戸となっており、192戸(22.6%)減少しています。減少傾向の理由としては、農家の高齢化や後継者不足が大きな要因と考えられます。

(2) 市内経営耕地面積の推移



2015年の市内経営耕地面積は253haとなっていましたが、2020年においては185haとなっており、68ha(26.8%)減少しています。中でも畠の耕地面積は5年間で51haと大幅な減少が見られており、市街化区域・市街化調整区域とともに、農地の保全や維持活用を図る取り組みが必要です。

(3) 認定農業者数の推移



2015年以降、高齢等の理由により意欲的農業従事が困難となり、認定農業者の継続を辞退される方が増加傾向にあります。後継者や新規就農者への着実な就農支援によって、認定農業者数の減少に歯止めをかける必要があります。

3 町田市の農業の課題

本計画の前期5カ年の取組状況や社会環境の変化、農林業センサス等による統計情報などを分析し、現在の町田市の農業の課題を以下のとおり整理しました。

- 2020年度農林業センサスのデータより、2015年度からの5年間での経営耕地面積は、**68haの減少**となっています。市街化調整区域においては、遊休農地の再生と保全活用に関する取り組みが必要です。また、市街化区域においては、特定生産緑地への移行は進んでいるものの、相続等によって更なる農地の減少が危惧されます。
- 高齢化等により農業者の減少傾向が加速していることに加え、都市農業におけるデメリットとして、集積した農地の確保が難しいため、農業参入へ足踏みしてしまうことも農業者不足の要因の一つとして考えられます。**後継者を含めた農業者が、都市の中で経営継続していくための体制構築が必要です。**
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅で料理をする人が増えたことや、世界的な輸出規制等の動きから、**地産地消の考え方は今まで以上に注目されています。**一方で、地場産の野菜はどのようなものがあるのか、どこで買えるのかといった農業情報の周知や、流通体制の構築が十分でないところがあり、**農業者の生産と市民の消費を繋ぐこと**が必要です。
- 農業分野におけるデジタル化の推進は、生産効率の向上及び省力化の側面から、喫緊の課題となっています。パソコン等の電子デバイスを活用した販路の拡大や、ＩＣＴを活用したハウスでの生産など、今までアナログで行っていた部分のデジタル化を進め、**生産から販売まで一貫した効率化を図ること**が必要です。
- 社会の急速なデジタル化が進む一方で、豊かな自然環境と触れ合う機会のほか、良好な景観の形成や、災害時の防災空間としての利用など、**都市農業の多面的な機能**が評価されてきています。農業関連施設の充実化や体験農園等のＰＲを行うことで、今まで以上に『農』を身近に感じることができる環境整備が必要です。
- 長期的な農業後継者の育成は、農業分野において大きな課題となっています。農業に親しむ機会を創出し、幼少期から土に触れたり、農業を身近に感じることで**将来の農業を支えていく人材を育成することが重要です。**
- 農業分野だけでなく、社会情勢において大きな転換期を迎えており、個々人の関係性は従来に比べ希薄になりつつあります。ポストコロナにおける新しい時代を見据え、**人と人、個人と法人等が多様な手段で繋がり、課題を解決していくことが重要です。**

第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方



1 後期事業計画体系図

前期計画の取組結果や現在の社会情勢を踏まえ、後期事業計画は以下の『後期事業計画体系図』を基本として施策を展開していきます。事業計画の目指す方向性を『市内産



農産物の生産量・消費量の増加」と定めました。後期実行計画における◎事業（農業研修事業、農地再生事業、市内産農產物流通促進事業）は、前期の取組から継続する事業の中で、後期事業計画において特に重点事業として推進していく事業です。また、☆事業（デジタル化の推進、都市農地貸借円滑化事業、農福連携、学校給食食材供給事業（中学校））については、法改正や社会情勢の変化を踏まえ、新たに追加し推進していく事業です。

◎…重点推進事業、☆…新規追加事業



memo



第4章

計画の推進に向けた施策の展開



第4章 計画の推進に向けた施策の展開



1 前期施策の取組結果

2017年度から2020年度までの前期計画期間における取り組みの進捗について、以下のとおり評価を行いました。

基本目標	施 策	指標 数	評 価				
			◎	○	△	×	—
I . 意欲的農業者が安心して生産できる環境づくり	(1) 認定農業者・認定新規就農者への支援	4	0	2	1	1	0
	(2) 新たな担い手の育成・支援	4	1	1	1	1	0
	(3) 安全で安心な農産物の生産支援	2	2	0	0	0	0
II . 都市農地の保全と活用による多面的機能の発揮	(1) 遊休農地の解消	4	0	0	4	0	0
	(2) 市街化区域農地の維持・活用	2	1	1	0	0	0
	(3) 農地が持つ多面的機能の発揮	3	0	2	0	0	1
III . 立地を活かした地産地消の推進	(1) ブランド化の推進強化	2	0	1	1	0	0
	(2) 市内産農産物の流通促進	2	0	2	0	0	0
IV . 多様な交流機会をきっかけとした市民の農に対する魅力の向上	(1) 多様な農にふれあう機会の創出	4	0	4	0	0	0
	(2) 町田農業の魅力の伝達	3	1	0	2	0	0
		計	30	5	13	9	2
							1

【進捗評価の考え方】

計画当初に設定したすべての目標値に対して、実績値に応じて『◎・○・△・×』の4段階評価を行いました。

◎・・・「計画以上」 ○・・・「計画どおり」 △・・・「計画どおり進んでいない」
×・・・「未着手」 —・・・「事業終了」

- ・定量的な成果指標が設定されている場合 ⇒ 目標数値と実績数値との差や達成割合により評価
- ・定性的な成果指標が設定されている場合 ⇒ 施策の方向性を踏まえて達成具合を評価

2 前期重点施策に関する評価

町田市の農業の課題や前期取組の結果を踏まえ、前期重点施策に関する評価を以下のとおり整理しました。

基本目標	施策	評価
I. 意欲的農業者が安心して生産できる環境づくり	認定農業者・認定新規就農者への支援	<p>農業者の高齢化・後継者不足等により、担い手が減少しており、認定農業者等の大幅な増加は困難となっています。既存農業者への着実な支援や、新たな担い手の育成及び営農定着の達成に向けて、継続して施策を展開していきます。</p>
	新たな担い手の育成・支援	<p>農業研修事業における研修修了数の指標はおおむね達成されていますが、農業経営の実践機会が少ないとことや、あせんできる農地（抜根等初期投資の必要がない農地）が減少傾向であることが影響し、就農率が低迷しています。</p> <p><u>研修修了後に確実に営農が開始できるよう、事業内容の見直しを行い、後期重点事業として推進していきます。</u></p>
II. 都市農地の保全と活用による多面的機能の発揮	遊休農地の解消	<p>農地利用集積円滑化事業は、町田市が都内でも先駆的に始めた事業であり、一定の成果も出ております。しかしながら、農林業センサスにもあったとおり、経営耕地面積は減少傾向となっています。</p> <p>農地の遊休化を食い止めるために、本事業に加え、<u>農地の再生と保全活用に関する取り組みを後期重点事業として推進していきます。</u></p>

基本目標	施策	評価
III. 立地を活かした地産地消の推進	ブランド化の推進強化	<p>『まち☆ベジ』の認知度は上昇傾向にあるものの、市民への周知はまだ不足しています。市内産の農産物が「安心・安全・高鮮度」であるということが、当たり前の認識となっていくよう、前期から引き続きSNSや広告等の多様な媒体を活用して、認知度の向上に向けた施策を展開していきます。</p>
	市内産農産物の流通促進	<p>市内産農産物流通促進事業において、まち☆ベジグルメ店については、継続して新規登録店を増やすために取り組んでいきます。</p> <p>また、社会情勢の変化に伴い、食に関する様々な形の流通インフラの需給が増えているのと同時に、信頼のおける地場産農産物に注目が集まっています。</p> <p>新しい生活様式に即しつつ、地産地消を推進していくために、市内産農産物の流通体制の構築を後期重点事業として推進していきます。</p>
IV. 多様な交流機会をきっかけとした市民の農に対する魅力の向上	薬師池公園四季彩の杜ゲートハウス・西園事業	<p>町田薬師池公園四季彩の杜西園については、2020年4月に開園し、多くの市民が体験農園や農産物直売所を訪れています。周辺施設の魅力向上を含め、農と気軽に触れ合えるような環境づくりを引き続き推進していきます。</p>

なお、重点施策以外の施策については、前期取組結果による課題を踏まえ、後期取組内容に反映しています。

3 後期施策及び取組内容の修正

■表の見方解説

基本目標 I 意欲的農業者が安心して生産できる環境づくり



施 策	①計画の方向性	② SDGs（持続可能な開発目標）との関連性
	後期	
(1) ○○○○の▲▲	拡充	

(1) 認定農業者・認定新規就農者への支援

③事業名	○○△△事業【継続・新規・重点】		
④事業内容			
⑤修正点	○○△△を『□□□』へ修正。		
⑥期間	⑦指標	⑧ 2020 年度末実績	⑨目標値
後期	○○数 △△数	— —	50名(○名/年) 50名(△名/年)

①計画の方向性………… 施策ごとの後期計画の方向について記載しています。

②SDGsとの関連性…… 主として関連する SDGs のゴールを掲載しています。

③事業名…………… 担当部署が取り組む事業名称

④事業内容…………… 前期の取組結果を踏まえた内容及び新規取組を含めた内容

⑤修正点…………… 前期事業内容からの修正点

⑥期間…………… 後期：2022 年度～2026 年度

⑦指標…………… 当該事業の進捗を確認するための指標

⑧ 2020 年度末実績…… 新規指標を設定した事業については、2020 年度末実績は記載しておりません。

⑨目標値…………… 2026 年度目標値

※新規及び重点事業は別途スケジュールを追記しています。

基本目標 I 意欲的農業者が安心して生産できる環境づくり



施 策	計画の方向性		SDGs（持続可能な開発目標）との関連性
	前期	後期	
(1) 認定農業者・認定新規就農者への支援	継続	継続	2 食べる 8 繁栄する 安全な食料を 持続可能な 農業を
(2) 新たな担い手の育成・支援	継続	拡充	5 ジンバラン農業 を育む 8 繁栄する 農業を 9 安全で安心な 農産物の生産
(3) 安全で安心な農産物の生産支援	継続	継続	2 食べる 12 つくる責任 安全な食料を 持続可能な 農業を 15 綱目を守る 農業を

・施策（2）について、農業研修事業を重点推進事業として定めました。また、「農業のデジタル化の推進事業」を新規追加事業として定めました。

（1）認定農業者・認定新規就農者への支援

事業名	①認定農業者・認定新規就農者事業【継続】		
事業内容	都市農業を将来に渡って担う農業者や新規就農者を認定する業務であり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で定められた目標を達成するための支援として、施設整備や研修会等を実施することで、農業者の生産意欲向上を図ります。		
修正点	担い手の高齢化・後継者不足等の減少傾向を考慮し、指標を「認定農業者数（時点）」及び「認定新規就農者数（累計）」から、「新規認定数」へ修正。		
期間	指標	2020 年度末実績	目標値
後期	認定農業者の新規認定数	— (新規指標のため)	10 名（2 名／年）
	認定新規就農者の新規認定数	— (新規指標のため)	5 名（1 名／年）

事業名	②農業振興補助事業【継続】		
事業内容	農業者が創意工夫を発揮し経営の改善及び合理化を目指した事業に対し補助を行います。		
修正点	施策との整合性を図るため、指標を「認定新規就農者の事業実施件数」から、「認定農業者及び認定新規就農者の事業実施件数」へ修正。		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	認定農業者及び認定新規就農者の事業実施件数	— (新規指標のため)	40件(8件/年)

事業名	③都市農業振興施設整備事業（旧事業名：都市農業活性化支援事業）【継続】		
事業内容	認定農業者等が収益性の高い農業経営を行う上で必要な施設整備支援を行うことで、経営力の向上、都市農地の保全及び都市農業が持つ多面的機能の更なる発揮を進めます。		
修正点	東京都の事業名変更に伴い、市の事業名を修正。		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	実施主体数	1件	6件(1件/年)

事業名	④新規就農者定着支援事業（旧事業名：都市農業活性化支援事業）【継続】		
事業内容	認定新規就農者の、就農に必要な施設整備や機械導入等を支援することで、早期に農業経営を安定させることを目指します。		
修正点	東京都の事業名変更に伴い、市の事業名を修正。		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	実施主体数	0件	5件(1件/年)

事業名	⑤農業次世代人材投資事業（旧事業名：青年就農給付金事業）【継続】		
事業内容	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を交付し、市内での農業への定着を図ります。		
修正点	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都の事業名変更に伴い、市の事業名を修正。 ・事業内容に合わせ、指標を「青年就農給付金受給者の定着数」から「新規交付対象者数」に修正。 		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	新規交付対象者数	— (新規指標のため)	5件(1件/年)

(2) 新たな担い手の育成・支援

事業名	①農業研修事業【重点】		
事業内容	専農技術のみならず、就農に必要な農業経営のスキルや、農地貸借等の農地に関する法知識も習得できるようなカリキュラムを新たに整備することで、就農希望者の育成に特化した研修事業を実施し、確実な新規就農者の輩出を目指します。		
修正点	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容を修正。 事業内容に合わせ、指標を「研修修了者数」から「新規就農した人数」に修正。 		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	新規就農した人数	— (新規指標のため)	2022年度～2024年度 3名(1名/年) 2025年度～2026年度 4名(2名/年)

【スケジュール】



【農業研修事業（開講式）】



【研修農場収穫体験】

事業名	②援農ボランティア育成事業【継続】		
事業内容	高齢化、後継者不足等の理由により担い手が不足している農家を支援するため、野菜の収穫等の農作業を行う援農ボランティアを育成します。		
修正点	基本目標Ⅰ（2）①農業研修事業の内容変更に伴い、指標を独立。		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	援農ボランティア修了者数	191名	239名(8名/年)

事業名	③農業のデジタル化の推進【新規】		
事業内容	農業者の生産現場や流通現場において、スマートフォン等電子機器を用いた農業データの活用や、インターネットを活用した情報発信・販路拡大への支援を行うとともに、行政手続のデジタル化を推進することで、効率的な都市型農業経営の実現を目指します。		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	デジタル技術の導入	— (新規指標のため)	導入

【スケジュール】



(3) 安全で安心な農産物の生産支援

事業名	①堆肥流通促進事業【継続】		
事業内容	農産物を生産する市内農業者等に対し、市内畜産農家が生産する堆肥を購入する経費を補助することにより、市内産堆肥の流通促進を図ります。安心・安全で環境に優しい農産物の生産に取り組む農業者を中心に、事業の活用を促していきます。		
修正点	施策との整合性を図るため、指標を「エコ認証取得者数」から「市内産堆肥の取引量」に修正。		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	市内産堆肥の取引量	— (新規指標のため)	915 t (183 t/年)

事業名	②農作物獣害防止対策事業【継続】		
事業内容	増加する加害獣による農作物への被害を防止するため、関係団体と連携して農地等へ箱罠やくくり罠を設置し、加害獣の捕獲・駆除を行い、被害の減少を図ります。		
修正点	侵入防止柵の効果検証において、一定の防除効果が確認できたため、指標を「加害獣侵入防止柵設置件数」から、「加害獣の捕獲数」に修正。		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	加害獣の捕獲数	— (新規指標のため)	410頭(82頭/年)



【加害獣侵入防止柵検証事業】

基本目標Ⅱ 都市農地の保全と活用による多面的機能の発揮



施 策	計画の方向性		SDGs（持続可能な開発目標）との関連性
	前期	後期	
(1) 遊休農地の解消	継続	継続	 
(2) 市街化区域の農地の維持・活用	継続	拡充	 
(3) 農地が持つ多面的機能の発揮	継続	拡充	  

- ・施策（1）について、農地再生事業を重点推進事業として定めました。
- ・施策（2）について、都市農地貸借円滑化事業を新規追加事業として定めました。
- ・施策（3）について、農福連携事業を新規追加事業として定めました。

（1）遊休農地の解消

事業名	①農地再生事業【重点】		
事業内容	耕作が行われていない農地を整備・再生することで、将来に渡る持続的な有効活用を図ります。また、再生した農地については、農業研修修了生の新規就農の用途としても活用していきます。		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	農地整備面積 (新規指標のため)	—	1ha (10,000m ² 、2026年度までの累計)

【スケジュール】



事業名	②農地あっせん事業（旧事業名：農地利用集積円滑化事業）【継続】		
事業内容	<p>【市街化調整区域】 遊休農地の解消を図るため、農地バンク・担い手バンクの登録を行い、農地貸借のマッチングを実施します。</p>		
修正点	<ul style="list-style-type: none"> 法制度の改正に伴い、事業名を「農地あっせん事業」に修正。 面積基準での見通しの予測が困難なため、指標を「農地あっせん面積」から「新規農地あっせん成立件数」に修正。 		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	新規農地あっせん成立件数	— (新規指標のため)	15件（3件／年）

事業名	③農地パトロール事業【継続】		
事業内容	農地の利用状況の改善を図るため、営農されるべき農地について十分な営農がされていない場合に、適正な管理がなされるように指導します。また、耕作できない農地については、農地バンクへの登録を促進します。		
修正点	事業の目的に合わせ、指標を「農地バンク登録面積」から「農地の利用状況が改善した割合」に修正。		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	農地の利用状況が改善した割合	— (新規指標のため)	100%



(2) 市街化区域の農地の維持・活用

事業名	①都市農地貸借円滑化事業【新規】		
事業内容	2018年9月に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づき、都市農地の保全及び活用を推進するため、町田市農業協同組合と協力して生産緑地の貸借支援を実施します。		
期間	指標	2020年度未実績	目標値
後期	生産緑地貸借新規成立件数	— (新規指標のため)	15件(3件/年)

【スケジュール】

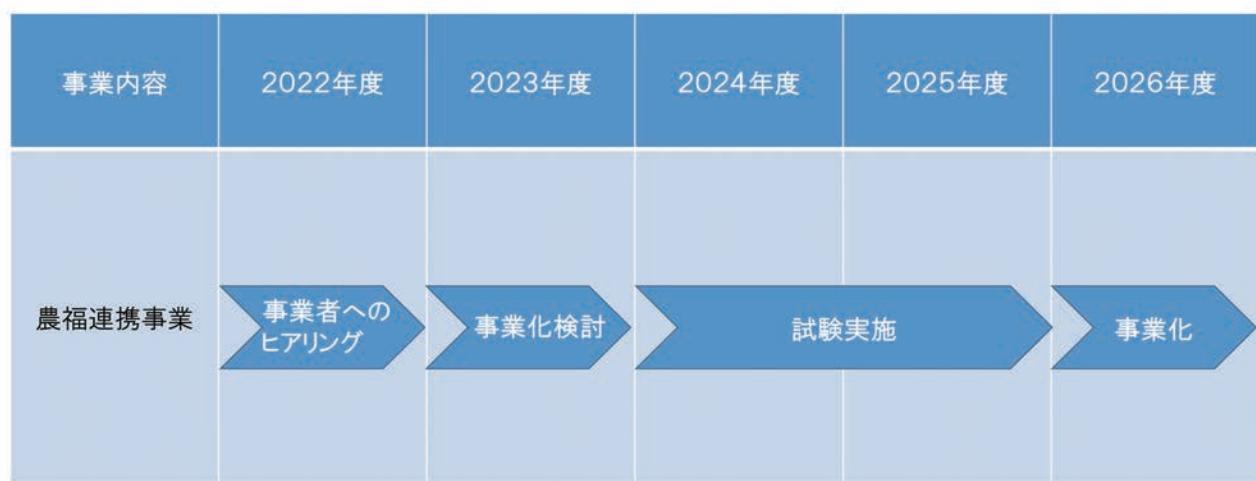


(3) 農地がもつ多面的機能の発揮

事業名	①災害時協力農地・井戸協定事業【継続】		
事業内容	災害時の一時避難場所・応急対策場所としての活用及び井戸水の給水機能を維持するため、協定の継続を目指します。		
期間	指標	2020年度未実績	目標値
後期	①災害時協力農地登録面積 ②災害時協力井戸件数	① 125,253.51m ² ② 273件	協定継続

事業名	②農福連携事業 【新規】		
事業内容	農業と福祉の分野が連携し、農業分野での活動を支援することで、労働意欲の向上へ寄与するとともに、地域の農業者等とのコミュニティ形成を支援し、生きがいづくりの場を生み出します。		
期間	指標	2020 年度末実績	目標値
後期	事業化	事業化検討	事業化

【スケジュール】



基本目標Ⅲ 立地を活かした地産地消の推進



施 策	計画の方向性	SDGs（持続可能な開発目標）との関連性
	後期	
(1) ブランド力の向上	継続	
(2) 市内産農産物の流通促進	拡充	 

- ・(1) の施策名について、修正しました。
- ・施策(2)について、「学校給食食材供給事業（中学校）」を新規追加事業として定めました。また、「市内産農産物流通促進事業」を重点推進事業として定めました。

(1) ブランド力の向上

事業名	①まち☆ベジ推進事業【継続】		
事業内容	町田産農産物のシンボルマークである『まち☆ベジマーク』をPRすることで、安心・安全・高鮮度である市内産農産物の周知を図るとともに、ウェブ・SNS等を活用した農業情報の発信や、子ども向け農業情報誌の配布、農業体験等を通じて、『まち☆ベジマーク』の認知度の向上を図ります。 また、より多くの市民にまち☆ベジを知ってもらい、食べてもらう機会を設けるため、市内産農産物を使う飲食店や加工品販売店を『まち☆ベジグルメ店』として登録し、登録店を増やします。		
修正点	まち☆ベジ使用店に関する記載を(2)②市内産農産物流通促進事業から移行。		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	①まち☆ベジマークの認知度	※ 14.1%	30.0% (市内小・中学校へのアンケート実施を予定)
	②まち☆ベジグルメ店新規登録店舗数	— (新規指標のため)	10店舗(2店舗/年)

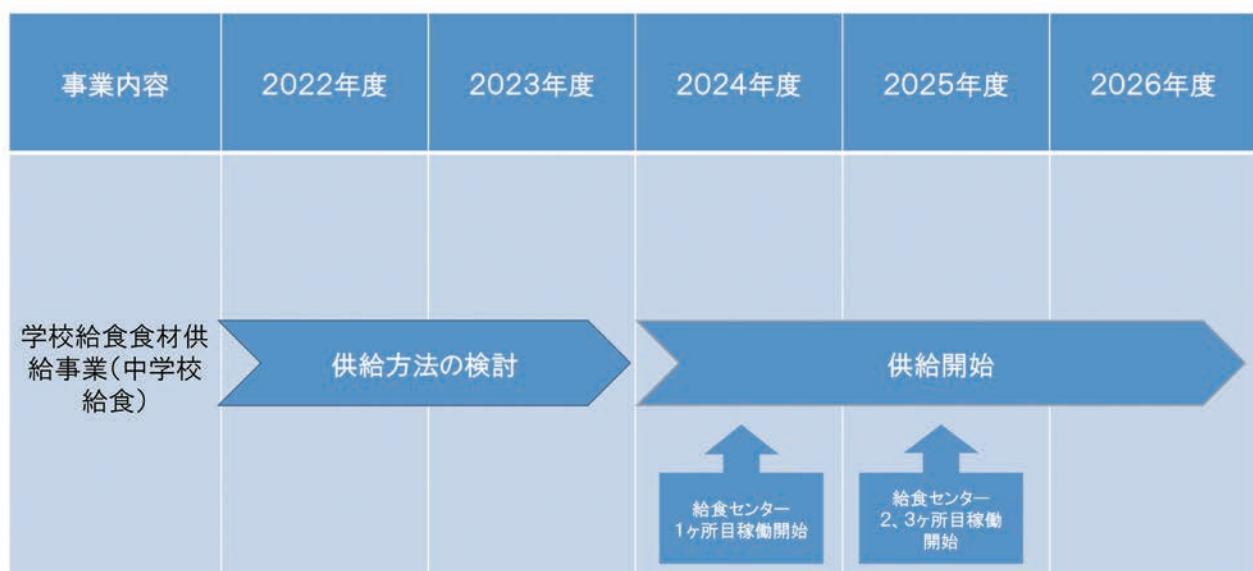
※ 2017年度実績（出典：食育推進に関する市民アンケート調査結果）

(2) 市内産農産物の流通促進

事業名	①学校給食食材供給事業（小学校）【継続】		
事業内容	小学校と農業者をつなぎ、給食への安心安全な市内産農産物の供給量の増加と食育の推進を図ります。		
修正点	前期目標を概ね達成したため、指標を「農産物重量ベース上位 10 品目に占める市内産の割合」から「学校給食食材供給事業（市内産農産物を学校給食の食材として供給した農業者に対して、補助金を交付する制度）の継続実施」へ修正。		
期間	指標	2020 年度末実績	目標値
後期	学校給食食材供給事業の継続実施	— (新規指標のため)	継続実施

事業名	②学校給食食材供給事業（中学校）【新規】		
事業内容	2024 年度からの中学校全員給食・中学校給食センター方式の導入に伴い、市内産農産物の供給方法について検討し、活用を進めます。(市内 3ヶ所に整備)		
期間	指標	2020 年度末実績	目標値
後期	【中学校給食】 市内産農産物の供給開始	供給方法の検討	2024 年度 1ヶ所目供給開始 2025 年度 2、3ヶ所目供給開始

【スケジュール】



事業名	③市内産農産物流通促進事業【重点】		
事業内容	市内産農産物の地産地消推進及び市民の利便性向上のために、既存の生鮮食品ＥＣプラットフォームを拡大し、安定的な農産物の域内流通促進を図ります。また、多様な販売チャネルを比較検討し、導入に向けた支援を行います。		
修正点	<ul style="list-style-type: none"> ・まち☆ベジ使用登録店舗数に関する記載を（1）①まち☆ベジ推進事業へ移行。 ・後期指標を新たに設定。 		
期間	指標	2020年度未実績	目標値
後期	生鮮宅配ボックスの設置箇所	— (新規指標のため)	30箇所(2026年度までの累計)

【スケジュール】



【ＥＣプラットフォームを活用した生鮮宅配ボックス】



基本目標IV 多様な交流機会をきっかけとした市民の農に対する魅力の向上

施 策	計画の方向性	SDGs（持続可能な開発目標）との関連性
	前期	
(1) 多様な農にふれあう機会の創出	継続	
(2) 町田農業の魅力の伝達	継続	

- ・施策について、変更はありません。

(1) 多様な農にふれあう機会の創出

事業名 ①薬師池公園四季彩の杜事業【継続】			
事業内容	四季彩の杜西園直売所を広くPRすることで、市民が地場産農産物を購入できる機会を増やすとともに、フットパス等の歩行系レクリエーションネットワークや体験農園を活用し、農にふれあう機会を創出します。		
修正点	薬師池公園四季彩の杜西園事業と北園事業を統合。		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	農にふれあう機会の創出	—	継続実施



【薬師池公園四季彩の杜西園 農産物直売所】

事業名	②農業体験事業【継続】		
事業内容	市民農園、体験農園及び収穫体験農園（観光農園）や農家開設型市民農園等、さまざまな農業体験を市民にPRし、利用者募集などの広報を行います。		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	農業体験事業の実施農園数	34園	37園

事業名	③食育体験事業【継続】		
事業内容	農業と商業の協働による食育の取組を行います。		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	食育体験の実施	実施	実施

事業名	④七国山景観作物協定事業（四季彩の杜北園事業）【継続】		
事業内容	来訪者に農の風景を楽しんでもらえるよう地元の農家組合と協定を結び、七国山地区で1年を通して景観作物（そば・菜の花・ひまわり等）を栽培します。収穫物は加工・販売を行います。薬師池公園四季彩の杜北園開園の後にも引き続き美しい農の風景を維持し、多くの市民が味わえるような加工品等を提供します。		
修正点	基本目標Ⅱ（3）から移行。		
期間	指標	2020年度末実績	目標値
後期	1年を通して景観作物を栽培し、農の風景を維持する	事業継続	事業継続



【そばの花】



【菜の花】



(2) 町田農業の魅力伝達

事業名	①農業祭事業【継続】		
事業内容	農業者の生産意欲の高揚と、都市農業の重要性の認識と理解を深めることなどを目的に農業祭を実施し、市の農業を積極的にPRするとともに、商工業者との連携を通して農業の活性化に繋げます。		
期間	指標	2019年度末実績（※）	目標値
後期	来場者数	18,126人	20,000人

※ 2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止。



【まち☆ベジ花マーク】



【野菜宝舟】



【まち☆ベジ販売】



【稻わら細工体験】

事業名	②ふるさと農具館事業【継続】		
事業内容	市の農業の歴史及び農家の生活様式を紹介し、市民の農業に関する知識の普及と、関心の向上を図る施設として活用します。併せて、市内小学生の社会科見学の場として活用することで、農業をより身近に感じてもらう機会を提供します。また、町田薬師池公園四季彩の杜の計画に合わせて、施設の在り方を検討します。		
修正点	事業内容を修正。		
期間	指標	2020年度未実績	目標値
後期	年間入館者数	13,722人 (前年比10%増、2026年度時点)	22,099人 (前年比10%増、2026年度時点)

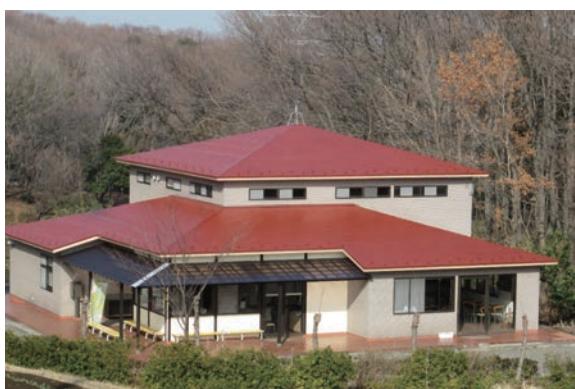


【ふるさと農具館】



【古い農具を常設展示】

事業名	③七国山ファーマーズセンター事業【継続】		
事業内容	自然や農業とふれあうことのできる拠点施設として活用します。また、町田薬師池公園四季彩の杜の計画に合わせて、施設の在り方を検討します。		
期間	指標	2020年度未実績	目標値
後期	年間入館者数	5,113人 (前年比10%増、2026年度時点)	8,234人 (前年比10%増、2026年度時点)



【七国山ファーマーズセンター】



【米作り農業体験（収穫祭：餅つきの様子）】

附屬資料

1 策定経過

(1) 町田市農業振興計画推進委員会

2021年度に学識経験者及び農業関係者等で組織される推進委員会を4回開催し、改訂に向けた検討を進めました。

①第1回推進委員会

項目	内容
日時	2021年6月25日（金） 10：00～12：00
場所	町田市庁舎4階 4-1会議室
議事次第	<ul style="list-style-type: none">・中間見直しの概要について・町田市における農業の現状について・前期進捗状況確認について・後期事業計画体系図（案）について

②第2回推進委員会

項目	内容
日時	2021年8月25日（水） 10：00～12：00
場所	町田市庁舎3階 3-2、3-3会議室
議事次第	<ul style="list-style-type: none">・後期事業計画体系図（案）について・後期実行計画（案）について・第4次農業振興計画（改訂版）の目次（案）について

③第3回推進委員会

項目	内容
日時	2021年11月5日（金） 14：00～16：00
場所	町田市庁舎10階 10-4、10-5会議室
議事次第	<ul style="list-style-type: none">・第4次町田市農業振興計画（改訂版）の素案について

④第4回推進委員会

項目	内容
日時	2022年2月9日（水）
場所	書面開催
議事次第	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの実施結果について・第4次町田市農業振興計画改訂版について

(2) 第4次町田市農業振興計画検討部会

2021年度に庁内関係部署で組織される検討部会を4回開催し、改訂に向けた検討を行いました。

①第1回検討部会

項目	内容
日時	2021年5月21日（金）
場所	書面開催
議事次第	<ul style="list-style-type: none">・中間見直しの概要について・町田市における農業の現状について・前期進捗状況確認について

②第2回検討部会

項目	内容
日時	2021年8月3日（火）
場所	書面開催
議事次第	<ul style="list-style-type: none">・後期事業計画体系図（案）について・後期実行計画（案）について

③第3回検討部会

項目	内容
日時	2021年10月19日（火）
場所	書面開催
議事次第	<ul style="list-style-type: none">・第4次町田市農業振興計画（改訂版）の素案について

④第4回検討部会

項目	内容
日時	2022年1月24日（月）
場所	書面開催
議事次第	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの実施結果について・第4次町田市農業振興計画改訂版について

2 町田市農業振興計画推進委員会設置要綱

令和3年4月20日
施行
経済観光部農業振興課

第1 設置

第4次町田市農業振興計画の推進に関し、農業関係者等の意見を聴取するため、町田市農業振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 町田市農業振興計画の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

第5 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、経済観光部農業振興課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2021年4月20日から施行する。
- 2 この要綱は、2027年3月31日限り、その効力を失う。

別 表（第3関係）

学識経験を有する者 1人
市内の農業者の代表 2人以内
町田市農業協同組合の代表 1人
町田市消費生活センター運営協議会の代表 1人
流通事業者の代表 1人
農業に係る特定非営利活動法人の代表 1人
東京都農業振興事務所の職員 2人以内
一般社団法人東京都農業会議の代表 1人
町田市農業委員会委員 1人
町田市青少年委員の代表 1人

3 第4次町田市農業振興計画検討部会設置要領

第1 設置

第4次町田市農業振興計画の推進に関し必要な事項を検討するため、第4次町田市農業振興計画検討部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 所掌事務

部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第4次町田市農業振興計画の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 部会は、部会長及び会員をもって組織する。
- 2 部会長は、経済観光部農業振興課長をもって充てる。
- 3 会員は、次に掲げる課の職員のうちから、市長が委嘱し、又は指名する。
政策経営部企画政策課 保健所保健予防課 経済観光部観光まちづくり課
都市づくり部土地利用調整課 学校教育部保健給食課

第4 部会長

- 1 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する会員が、その職務を代理する。

第5 会議

- 1 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会に会員以外の者の出席を求めることができる。

第6 庶務

部会の庶務は、経済観光部農業振興課において処理する。

第7 委任

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

附 則

- 1 この要領は、2021年4月20日から施行する。
- 2 この要領は、2022年3月31日限り、その効力を失う。

4 町田市農業振興計画推進委員会委員名簿

氏 名	所 属・役 職
委員長 木 下 勇	大妻女子大学社会情報学部 教授
副委員長 吉 川 庄 衛	町田市農業委員会 会長
福 岡 ひ と み	町田市消費生活センター運営協議会 副会長
中 溝 章 雄	町田市認定農業者
齋 藤 恵 美 子	特定非営利活動法人たがやす 事務局長
新 倉 敏 和	町田市農業協同組合経済部 部長
松 田 亜 希 子	町田市青少年委員

5 第4次町田市農業振興計画検討部会部会員名簿

課 名	役 職	氏 名	備 考
経 済 觀 光 部 農 業 振 興 課	課 長	柏川 秀人	部会長
政 策 経 営 部 企 画 政 策 課	課 長	唐澤 祐一	
経済観光部観光まちづくり課	課 長	老沼 正彦	
都市づくり部土地利用調整課	課 長	原田 厚郎	
保 健 所 保 健 予 防 課	担当課長	川瀬 康二	
学 校 教 育 部 保 健 給 食 課	課 長	押切 健二	

まち☆ベジ給食を調理中！



小野路産の野菜が並ぶ直売所



上小山田町の畑にて



ブルーベリーのスムージー



園児たちが掘ったじゃがいも♪



小野路のシャインマスカット





第4次町田市農業振興計画（改訂版）

発行年月 2022年3月 初版（刊行物番号21-59）

発 行 町田市経済観光部農業振興課
東京都町田市森野2丁目2-22
042-724-2166